

介護報酬の基本報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書

今年、厚生労働省社会保障審議会によって決定された介護報酬の引き下げは、都市部の収益率の高いサービス付き高齢者住宅や大手事業者の収益率を考慮してなされたものであり、邑南町のような高齢化が進み、介護を担う人材が不足しているような地方の自治体にとっては、介護事業を担う事業者の大きな負担となっており、実際に介護報酬の改定後の法人等の運営に大きな影響が出ている。

また、6月から処遇改善加算が始まっているが、施設規模や人材などの面で資源に乏しい事業所では、十分な加算が受けられない事業者もあり、介護事業の継続が困難となる事業所もある。よって、都市部の有利な条件の事業者をモデルとするのではなく、地方の規模の小さい事業者の実情を考慮した早急な見直しを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和6年9月13日

島根県邑南町議会議長 石橋 純二

(地方議会意見書提出先)

内閣総理大臣

厚生労働大臣

財務大臣